平成２７年（フ）第１５４号
千葉県匝瑳市椿1268番地40　京ハイツ202
債務者　越川　君子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４８号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地６棟802号
債務者　古山　三美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市字与儀364番地２　コーポラス玉商303
債務者　米倉　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８４６号
埼玉県朝霞市田島２丁目15番85号
債務者　豊永　順子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３９号
大阪府堺市北区中長尾町１丁６番13号　Ａｔｉｃ堺203号室、破産申立時の住所さいたま市北区土呂町１丁目38番地５　508号
債務者　脇田　勇輔
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７４号
埼玉県北本市東間５丁目90番地　サンマンション北本２―316
債務者　花塚　住枝
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
埼玉県三郷市三郷２丁目20番地５　ファミールハイツＣ棟103
債務者　伊東　清隆
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
愛知県岡崎市井田南町10番地５　柿田川荘２Ｆ５
債務者　茂垣　齊彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
愛知県碧南市植出町５丁目69番地　エステートⅢ101号
債務者　角谷　洋志
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
大阪府泉佐野市中町１丁目７番16―202号
債務者　榎並　　進
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
大阪府和泉市伯太町１丁目５番35―206号
債務者　脇田　道子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
大阪府岸和田市下松町5060番地スーペリアレジデンスⅠ505号
債務者　酒井　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
大阪府泉佐野市鶴原1452番地の２
債務者　古家　育子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
大阪府泉南市新家4529番地の３ベル・フィオーレ105号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目20番11号コモレビガーデン202号
債務者　吉次　翔子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地１―701号、住民票上の住所大阪府泉南市新家306番地の１
債務者　尾崎　宗弘
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地１―701号、住民票上の住所大阪府泉南市新家306番地の１
債務者　尾崎真由美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
大阪府和泉市上代町711番地の３、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―713
債務者　山本　耕一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係